

契約トラブルに巻き込まれないおとなになろう

成人を迎えると、親の同意なく、自分の意思で自由に契約することができます。それは同時に責任を伴うことも意味します。つまり、契約でトラブルになった場合の責任は、自ら負うことになるということです。

成人になったばかりのみなさんを狙う業者がいるかもしれません。トラブルに巻き込まれないために、次のようなことに気をつけましょう。

- ・軽い気持ちで契約しない。
- ・契約をせかされても、すぐ契約しない。
- ・うまい話に飛びつかない。
- ・ネットの情報に流されない。
- ・借金をしてまで契約しない。

契約トラブルに巻き込まれてしまった場合や不安がある場合には、一人で抱え込まず、早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

1月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	1/ 7(火)、21(火)	22-1152
関ヶ原町	1/14(火)、28(火)	43-0070
養老町	1/ 6(月)、20(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	1/17(金)、27(月)	27-3111
輪之内町	1/10(金)、16(木)	68-0185
安八町	1/ 9(木)、23(木)	64-3111

問合せ／企画調整課 生活安全係